

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月21日
【会社名】	株式会社光陽社
【英訳名】	KOYOSHA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 犬養 岬太
【本店の所在の場所】	東京都文京区湯島二丁目16番16号
【電話番号】	東京（03）5615-9061（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務本部長 富 正俊
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区湯島二丁目16番16号
【電話番号】	東京（03）5615-9061（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務本部長 富 正俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 102,921,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	609,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、平成29年5月26日開催の取締役会において、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、当社は、平成19年8月17日開催の取締役会において「役員退職慰労金内規」を廃止しており、取締役に對する報酬は毎月支払われる固定報酬のみとなっております。そのため、本制度導入に当たっては、上記の目的を踏まえ、優秀な人材に対するリテンション効果をもたせるための制度設計を行っております。

平成29年6月27日開催の第69回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、対象取締役に對して年額1億200万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として10年間から30年間までの間で取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認を頂いております。本募集は、本制度を踏まえ、平成29年7月21日開催の取締役会決議に基づき行われるものであります。なお、本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

<本制度の概要等>

対象取締役は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。これにより発行される当社の普通株式の総数は年660千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。

今回、当社は対象取締役5名に対し、本制度の目的、当社の業績、対象取締役の資質・期待される職責の範囲・年齢構成等を勘案したうえで、リテンション効果をもたせるために、金銭報酬債権を10年分一括して支払うこととし、金銭報酬債権合計102,921,000円、普通株式合計609,000株を付与することといたします。また、本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は15年間といたします。

なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行は、本制度に基づき、当社の第70期事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権として、割当予定先である当社対象取締役に對して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより行われます。

また、本制度による当社の普通株式の発行に当たっては、当社と対象取締役との間で、後段<譲渡制限付株式割当契約の概要>に記載しております内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

平成29年8月18日から平成44年8月17日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。（以下「本譲渡制限」といいます。）

(2) 当社による無償取得

当社は、対象取締役が本譲渡制限期間満了前に、取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由（以下「正当な理由」といいます。）又は死亡により退任した場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）の全部について当該退任の時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

(3) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該取締役が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものといたします。

ただし、対象取締役が、正当な理由又は死亡により退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、当該時点において当該取締役が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとしたします。なお、その場合には、当該時点において、次の の数から の数を引いた数の本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

本割当株式数

本譲渡制限期間の開始日を含む月から当該取締役が退任した日を含む月までの月数を120で除した数(以下「在任期間比率」といいます。)に、 の本割当株式数を乗じた数

前記 において、在任期間比率が1を超える場合には1とする。

2. 振込機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	609,000株	102,921,000	51,460,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	609,000株	102,921,000	51,460,500

(注)1.「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象取締役に割当てする方法によります。

2.発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、51,537,500円です。

3.現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第70期事業年度(平成29年4月1日~平成30年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
取締役5名	609,000株	102,921,000	第70期事業年度分金銭報酬債権

(2)【募集の条件】

発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
169	84.50	1,000株	平成29年8月7日~ 平成29年8月18日	-	平成29年8月18日

(注)1.「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。

2.発行価額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3.また、本新株式発行は、本制度に基づく当社の第70期事業年度(平成29年4月1日~平成30年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭により払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社光陽社 業務本部	東京都文京区湯島二丁目16番16号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	660,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、登記費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、当社の対象取締役に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。また、平成29年6月27日開催の株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権として、対象取締役に対して、年額1億200万円以内の金銭報酬債権を支給することができることにつき、ご承認をいただきました。

上記決定を受け、本新株式発行は、本制度に基づく当社の第70期(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする新株式の発行として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第69期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第69期有価証券報告書の提出日に、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

1 提出理由

当社は、平成29年6月27日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

効力発生日である平成29年10月1日をもって10株を1株に併合し、発行可能株式総数を500万株とする。

第2号議案 定款一部変更の件

本店所在地を東京都新宿区から東京都文京区に変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、犬養岬太、富正俊、八木浩志、杉山貴一郎、栗田真治郎、宮崎安弘を選任する。宮崎安弘は社外取締役である。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中谷秀孝を選任する。中谷秀孝は社外監査役である。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、5年から10年分に相当する金額を一括して支払うものとし、限度額は年額1億200万円以内、発行又は処分される普通株式の総数は年660千株以内とした。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会にて決定することとした。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	9,041	84	0	（注）1	可決（99.08%）
第2号議案	9,110	15	0	（注）1	可決（99.84%）
第3号議案				（注）2	
犬養 岬太	9,094	31	0		可決（99.66%）
富 正俊	9,094	31	0		可決（99.66%）
八木 浩志	9,094	31	0		可決（99.66%）
杉山 貴一郎	9,094	31	0		可決（99.66%）
栗田 真治郎	9,094	31	0		可決（99.66%）
宮崎 安弘	9,094	31	0		可決（99.66%）
第4号議案				（注）2	
中谷 秀孝	9,098	27	0		可決（99.70%）
第5号議案	9,091	34	0	（注）3	可決（99.63%）

各議案の可決要件は次のとおりであります。

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
- 3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものです。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第69期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

株式会社光陽社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野村 利宏 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古市 岳久 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光陽社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光陽社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社光陽社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社光陽社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。